

令和 7 年度 認知症地域支援推進員の配置について

1. 推進員配置の必要性

- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を支援する関係者の連携を図るとともに、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援を行うなど、認知症施策を総合的に推進する必要がある。
- ・市や認知症キャラバンメイト、認知症サポーター等の認知症の方を支える関係機関や地域の人材と連携を図り、認知症に関する啓発活動を実施することで、地域における認知症の方とその家族への見守り支援の充実を図る。

2. 事業内容

(1) 認知症に関する理解促進、啓発活動

- ・認知症初期集中支援チーム（オレンジサポートチーム）及び認知症地域支援推進員、認知症キャラバンメイト、認知症サポーター等、認知症の方を地域で支える関係機関と連携を図り、認知症に関する啓発活動を行う。
- ・小中学校での福祉実践教室の実施
- ・若年性認知症理解の普及啓発

(2) 早期発見・早期対応・医療体制の整備

- ・総合相談において、認知症の方の早期発見に意識的に取り組み、必要な支援を行う
- ・地域包括支援センター（2 か所）への認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症疾患医療センターとの連携

(3) 認知症の人の介護者の負担軽減

- ・家族介護者交流カフェ&オレンジカフェ、介護講座、リフレッシュ事業への運営
- ・福祉カフェ実施機関との連携・協力体制の強化。

(4) 地域支援体制の強化

- ・オレンジサポートチームの構築支援
- ・若年性認知症本人の集いへの協力
- ・介護予防の啓発と地域の通いの場への参加促進を図る

3. 事業の効果

高齢者の相談支援事業を実施する地域包括支援センター（2 か所）に推進員を各 1 名設置することで、認知症発症段階からの早期介入・支援が可能となり、権利擁護等のサービス提供、必要な介護サービスの利用に繋げることができる。加えて、認知症カフェ・家族介護者交流カフェの充実や認知症初期集中支援チームへの連携強化にも繋げることができる。